三　講習に用いる第十一号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四～六　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の三　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第十一号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二　（略）

三　前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②・③　（略）

（学科講習の登録）

第七十七条の六の十七　第九号表第一号2⑵に規定する講習（以下この章において「登録タンカー学科講習」という。）の登録は、登録タンカー学科講習を行おうとする者の申請により行う。

②　第九号表第一2⑵の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習の実施に関する事務（以下「登録タンカー学科講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習事務を開始する日

③　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の十八　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　前号に掲げる科目にあつては、第十三号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二　（略）

三　法人であつて、登録タンカー学科講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

③　第九号表第一号2⑵の登録は、登録タンカー学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録タンカー学科講習を行う者（以下「登録タンカー学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録タンカー学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録タンカー学科講習事務を開始する日

三　講習に用いる第十号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四～六　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の三　国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第十号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二　（略）

三　前号に掲げる科目にあつては、第十一号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②・③　（略）

（学科講習の登録）

第七十七条の六の十七　第九号表第一号2⑵に規定する講習（以下この章において「登録学科講習」という。）の登録は、登録学科講習を行おうとする者の申請により行う。

②　第九号表第一2⑵の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務（以下「登録学科講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始する日

③　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の十八　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二　（略）

三　法人であつて、登録学科講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

③　第九号表第一号2⑵の登録は、登録学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　（略）

二　登録学科講習を行う者（以下「登録学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録学科講習事務を開始する日